

## ■令和5年台風第7号による災害に対する災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先および取扱期間

団体名		送付先	取扱期間
鳥取県	東伯郡三朝町	〒682-0121 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999-2 三朝町役場 総務課	2023年9月11日(月)から 2024年3月31日(日)まで
兵庫県	美方郡香美町	〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1 香美町役場	2023年9月11日(月)から 2024年3月31日(日)まで
京都府	福知山市	〒620-8501 京都府福知山市字内記 13-1 福知山市役所会計室会計係	2023年9月11日(月)から 同年12月28日(木)まで
京都府	舞鶴市	〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 舞鶴市役所	2023年9月11日(月)から 2024年3月31日(日)まで

※ 今後、このたびの災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物を受け入れる救助団体が追加されたり、取扱期間の延長などの変更があった場合には、随時、日本郵便株式会社 Web サイトでお知らせします。

【掲載ページ】 <https://www.post.japanpost.jp/>